

令和３年度名古屋市教育委員会第43号議案

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

科学館において静態展示を行っていたB 6 型蒸気機関車等の展示整備始め
科学館の魅力向上を推進するため、主幹（科学館の魅力向上）を設置します。

2 施行期日

令和４年４月１日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則

名古屋市科学館処務規則（昭和55年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条総務課の項中「主査（1）」を「主査（1）
主幹（1）」に改める。

第4条総務課主査（経営）の項の次に次のように加える。

主幹（科学館の魅力向上）

(1) 科学館の魅力向上の推進に関する事。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市科学館処務規則（抜すい）

改 正 案	現 行
(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 総務課 (略) <u>主幹(1)</u> 学芸課 (略) 主幹(1) 第 4 条 課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 (略) <u>主幹 (科学館の魅力向上)</u> <u>(1) 科学館の魅力向上の推進に関する</u> <u>こと。</u> 学芸課 } 主幹 (天文) } (略)	(組織) 第 3 条 科学館に次の組織を置く。 総務課 (略) 学芸課 (略) 主幹(1) 第 4 条 課及び係の分掌事務並びに主幹及び主査の分担事項は、次のとおりとする。 総務課 (略) 学芸課 } 主幹 (天文) } (略)

